

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	海外インフラプロジェクト準備金の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国内インフラ市場の拡大が見込めない中、アジア諸国等の海外インフラ市場では長期的なインフラ需要が見込まれているところ、我が国の優れたインフラシステムを展開することにより、二国間関係の強化に寄与するとともに、これらの地域におけるインフラ整備需要を、我が国の優れたインフラ関連産業が獲得し、国際競争力を確保しつつ、海外市場において活躍の場を拓き、世界市場で大きなプレゼンスを発揮していくことに資する税制上の特例措置を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>我が国企業が、海外インフラプロジェクトを受注する場合、当該プロジェクトの損失に備えるため、当該プロジェクトの収入額（契約金額を想定）の1%を準備金として積み立てた場合、当該金額を損金に算入する。</p> <p>我が国企業が、海外インフラプロジェクトを行う法人に出融資する場合、当該出融資の損失（株式の価格の低落等）に備えるため、当該出融資額の30%を準備金として積み立てた場合、当該金額を損金に算入する。（平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税についても同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号	
減収見込額	（初年度） ▲314（ - ） （平年度） ▲339（ - ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>国内インフラ市場の拡大が見込めない中、アジア諸国等の海外インフラ市場では長期的なインフラ需要が見込まれているところ、我が国の優れたインフラシステムを展開することにより、二国間関係の強化に寄与するとともに、これらの地域におけるインフラ整備需要を、我が国の優れたインフラ関連産業が獲得し、国際競争力を確保しつつ、積極的に国際展開し、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献するとともに、開発途上国等への国際貢献を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>国内建設投資がピーク時の6割程度にまで減少し、また、国内の鉄道関連需要が頭打ちとなる一方、海外インフラ市場においては、ASEAN地域を対象としたインフラ開発計画であるアジア総合開発計画が東アジアサミットにて今秋とりまとめられる予定となっているなど、アジア等の地域において、引き続き、インフラ整備への大きな需要が見込まれており、我が国の成長戦略として我が国の優れたインフラ関連産業が海外市場において活躍の場を拓いていくことが求められている。</p> <p>しかしながら、海外インフラプロジェクトは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 固有の土地に現地一品生産であり、かつ、屋外生産であること ② 昨今、民間の事業者が、建設、資材調達、運営・保守等をパッケージとして、20～30年にわたる長期間かつ総合的に担うことが求められることが増えていること <p>から、単に海外事業であることのリスク（政策変更、政情不安、グローバル経済動向の急変等）に加えて、プロジェクト開始から完成に至る長期間にわたって様々なリスク（度重なる設計変更、地質、天候、環境問題等による完工遅延リスク、運営リスク、需要リスク等）が存在し、受注する企業において大きな損失を被る可能性がある。</p> <p>企業側においてこれらのリスクを適切に管理し、我が国の優れたインフラ産業が、国際競争力を確保しつつ、積極的に国際展開し、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献するとともに、開発途上国等への国際貢献を図る観点から、海外インフラプロジェクトのリスク負担を軽減する措置が必要である。</p>	

本要望に
対応する
縮減案

ページ

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標35 建設市場の整備を推進する 及び 政策目標12 国際協力、連携等の推進 施策目標46 国際協力、連携等を推進する に包含
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 我が国建設企業の平成22～26年度における海外受注実績を累計で5兆円とする 我が国国土交通関連企業（海外現地法人を含む。）が官民連携を通じて獲得した新規海外受注実績を平成22年度から平成32年度までの合計で10兆円以上とする <p>【参考】</p> <p>○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） （インフラ分野）「官民連携して海外展開を推進することにより、2020年までに、19.7兆円の市場規模を目指す」、「建設業の新規年間海外受注高1兆円以上」</p> <p>○国土交通省成長戦略（平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告） （戦略目標）「我が国企業が獲得した海外受注のうち、国土交通省が積極的に働きかけて官民連携により新たに獲得した海外受注高を2020年までの合計で10兆円以上とする」</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 約200件 （1）受注額ベース（平年度） 建設業（海外土木案件）については、 海外土木案件の2009年度実績が、196件、3,129億円であるため、 平年並みとして、 <u>196件</u> 。 鉄道については、計4件。（ヒアリングによる） （2）出資額ベース（平年度） 道路、水インフラ、鉄道、港湾、都市開発で4件程度。（ヒアリングによる）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	<p>当該租税特別措置によって、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失を、準備金を用いて会計上平準化し、企業側における適切なリスク管理を促進することによって、我が国の優れたインフラ関連産業が、自ら適切なリスク管理を行いながら、海外のインフラ整備需要を獲得し、国際競争力を確保しつつ、積極的に国際展開する効果が見込まれる。</p> <p>具体的には、当該租税特別措置の適用期間である平成23年度及び24年度において、当該2年間の我が国建設企業の累計海外受注実績は約2兆円が見込まれ、我が国の優れたインフラシステムを展開することにより、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献し、二国間関係の強化及び開発途上国等への国際貢献を図るとする政策目的の実現に寄与することが見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	官民連携による建設産業、鉄道システム等の国際展開の促進 （平成23年度概算要求額 2,056百万円）

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、我が国インフラ関連産業のトップセールスの実施など、主としてプロジェクトの実施前における支援である。また、国際協力銀行（JBIC）の先進国向け投資金融（高速鉄道は措置済み。都市鉄道、上下水道や工業用水等は措置予定。）による金融上の措置は、長期・多額の資金調達の困難性をカバーするものである。一方、本税制は、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失を、準備金を用いて会計上平準化し、企業側における適切なリスク管理を促進するものであることから役割が異なる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>プロジェクトのリスクは本来企業活動の中で吸収すべきものであるところ、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失を、会計上平準化し、企業側における適切なリスク管理を促進する効果を持つのは準備金制度しかない。</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>-</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>-</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>-</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>-</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>	
<p>ページ</p>	<p>—</p>	